

## (16) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 大阪市

企業

乙 東京都新宿区

企業

丙 大阪府守口市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、甲に損害賠償金189,540円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年5月22日

(2) 事故発生場所

日野郡江府町大字御机地内

(3) 事故の状況

和解の相手方丙が、主要地方道倉吉江府溝口線を和解の相手方乙が所有し、和解の相手方甲が使用する普通乗合自動車で行中、道路改修により生じた路面勾配の一部不具合により、同車両の前下部が路面に接触し、同車両が破損したものである。